

資料2

対北朝鮮の輸入禁止措置継続について

平成19年5月24日
貿易経済協力局

対北朝鮮の輸入禁止措置継続について

昨年7月5日に北朝鮮がミサイルを発射したこと、昨年10月5日に北朝鮮外務省が「核実験実施した」との声明を発表したこと等を受け、安保理決議及び国際社会の動き等を踏まえ、政府全体として総合的に判断し、以下の措置を実施。

資金移転防止措置について

昨年9月19日、安保理決議1695を踏まえ、北朝鮮の大量破壊兵器計画に関連する15団体1個人への資金移転防止措置を閣議了解(即日施行)。

輸入禁止措置について

昨年10月14日より6ヶ月の時限措置として、北朝鮮を原産地または船積地域とするすべての貨物の輸入を禁止。本年4月10日、輸入禁止措置の6ヶ月の措置継続を閣議決定(4月14日より施行)。

昨年12月以降、北朝鮮からの輸入実績は無し。

奢侈品の輸出禁止措置について

国連安保理決議1718号を受け、昨年11月14日に、北朝鮮を仕向地とする奢侈品24品目(乗用車、たばこ、牛肉等)の輸出禁止措置等を閣議決定(翌15日より施行)。

昨年12月以降、北朝鮮への奢侈品の輸出実績は無し。

昨年10月以降、輸出は前年度同月比で大幅な減少が続いている。

【参考1】その後の主な動き

第5回六者会合において「共同声明実施のための初期段階の措置」採択(2月13日)(抜粋)

北朝鮮：すべての核計画の一覧表の提出及びすべての既存の核施設の無能力化を行う。

経済・エネルギー・人道支援：重油95万トンに相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援を供与する。

3月7,8日に日朝作業部会開催。拉致問題に関して、日朝間の立場が依然として大きく離れていることが明らかとなり、具体的成果は得られなかった。

【参考2】対北朝鮮貿易の推移

(単位:百万円)

	2005年通年		2006年通年		2006年10月		2006年11月		2006年12月		2007年1月		2007年2月	
輸出	6,883	対前年比 28.1%	5,083	対前年比 26.2%	260	対前年同月比 61.2%	34	対前年同月比 93.7%	82	対前年同月比 87.6%	49	対前年同月比 87.7%	56	対前年同月比 87.7%
輸入	14,536	対前年比 18.1%	9,032	対前年比 37.9%	634	対前年同月比 50.0%	44	対前年同月比 96.2%	-	対前年同月比 -	-	対前年同月比 -	-	対前年同月比 -